

## 第 18 回政策推進会議報告

日 時 12月20日 9時30分～10時25分  
場 所 4-1会議室  
出席者 19人

### 1 市営バス事業の民営化に向けた取組方針（素案）について

企画財政局長から資料に基づき説明。（以下、質疑等）

- ・平成 24、25 年度で運転手を 20 人削減する予定であるが、27 年度まで事業規模は維持できるのか。

27 年度まで事業規模を維持するために、臨時職員等で対応することも考えている。

- ・交通事業振興株式会社に関する財政的な影響は算定しないのか。

28 年度に民間事業者に事業移譲して以降、交通事業振興株式会社が市から自立したものになるために一定の支援が必要になる可能性はあるが、民間事業者との関係もあり、現時点では未定である。

- ・27 年度に交通局を廃止した後の残事業は、企画財政局で行うことになるのか。

交通局廃止後も市民の通勤や通学等のためにバス交通サービスが必要となるので、民間事業者も含めた協議会を設置し、検討することとなる。

民間事業者との協定や補助等を行うといった事務は、現段階では総合交通政策を検討することとなる企画財政局が担うことになる。

- ・交通事業振興株式会社は事業継続が基本とのことであるが、市の出資金も残ることになるのか。

公営企業審議会の答申では、交通事業振興株式会社の設立の経緯等を踏まえ、市が責任をもって対応することとされている。このため、運転手の雇用を守る観点から、交通事業振興株式会社をいきなりなくすようなことはしないが、将来的には自立した企業となるよう、市の出資金は引き上げる考えである。

- ・市の出資金は当面そのままか。組合の出資金 300 万円はどうなるのか。

市の 700 万円の出資金は交通局のものであるが、市に引き継がれることになると思う。また、組合からの 300 万円の出資金は交通局の労働組合のものであるが、市の組合に引き継がれることになると思う。そのあたりについて、現在、交通事業振興株式会社が会計士と相談している。

- （市長）交通事業振興株式会社が自立するため、27 年度までに一定の支援が必要とはならないか。

27 年度事業移譲のため、車両や IC カードシステム等、一定の投資的な経費は必要となる。

- （市長）現在、交通事業振興株式会社の役員に対して、市に人的支援の要請があるが、このことはどうなるのか。

そのことについては監査法人からも指摘があり、民間事業者としてのノウハウを持つようにするため、検討を要する事項である。

- （市長）人的支援の要請は交通事業振興株式会社が主体的に検討する必要があるが、出資金

については、市・交通局・組合が協議し、整理する必要があるのではないかと。

27年度にコンペを実施し、移譲する事業者を選定することとなるが、管理の受委託は基本的に5年間であり、28年度以降の5年間の経営計画を立てる必要がある。これにあわせて、経営層が刷新されることも考えられる。

(市長) 27年度の民間事業者への移譲まで、どの部局がなにを担当するのか、道筋を明確にして報告してもらいたい。

## 2 (仮称) 尼崎市暴力団排除条例(案)等について

総務局長から資料に基づき説明。(以下、質疑等)

・ 今回の条例により、尼崎市都市公園条例、尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の暴力団に関する重複部分が削除され、整理されることになる。一方、市営住宅、改良住宅、富松住宅にも重複している部分があり、これらは残ると思うが、どのように整理しているのか。

今回都市公園と魚つり公園に関する条例の重複部分を削除するのは、公共施設を利用し、暴力団の利益に供することのないようにするのが目的である。一方、市営住宅等の規定は、暴力団員は入居資格がないというもので、今回の条例改正の主旨とは異なるものと考えている。

(市長) 市営住宅等は入居する権利を制限しているということか。

市営住宅の入居者のコミュニティに影響を与えるので、暴力団員の入居を制限している。もちろん店舗に入居する事業者としても貸さないし、部屋の又貸しについても禁止しており、暴力団員の利益に供しないことになるものと思う。

(市長) なお、都市公園と魚つり公園の条例に暴力団に関する規定を定める際に、全市的に暴力団を規制する条例を策定してはどうかと提案したが、すぐにはできないということであったので、都市公園と魚つり公園の条例が先行したものである。公園については今回の新条例で引き取るが、住宅については「利益に供する」だけでなく入居そのものを認めない点で異なる。こうした整理が市民にも分かるよう、分かりやすいパンフレットを作ってもらいたい。

・ 暴力団に関しては非常にナーバスな問題であり、警察との連携が重要である。市民の協力も求めているが、市としてどのような体制を組むのか。

本条例案は2月に議会に提案するが、可決されれば、一定の周知期間を設け、施行日は7月1日としている。本市における暴力団の実態に照らし、条例の主旨を分かりやすくしたリーフレットを作成する予定であり、積極的に周知したいと考えている。

・ 第6条に必要な指針の策定や体制の整備、また、第12条に市民への支援が規定されているが、市職員向けだけでなく、市民向けにも相談窓口を作る必要がある。この条例を実効力あるものとするために組織体制を整える必要があると思うが、どのようなスケジュールで行われるのか。

市民の安全を守るために市職員が直接対応することは現実的には無理があるので、警察と協定を結び、対応してもらうことで、市民や職員の安全確保に努めようと考えている。その際には、個人情報扱うことになるので、その点についても慎重に取り扱うよう協定に盛り込もうと考えている。

・ 実態的には様々なパターンがあり、条例による規制だけで対処するのは困難である。体育館

の使用申請についても、興行主が疑わしければ警察に照会しており、全件警察に照会するわけには行かない。実は市営住宅の入居者にも暴力団員ではないが恫喝や暴言を吐く人はおり、ペットの飼育も含めて迷惑行為をしないように規定している。条例だけで全て対応することは困難なこともあるので、迅速な対応を行えるような体制整備を整えることが重要である。

(市長) 暴力団に対しては生活保護や税、都市公園、市営住宅など、既に対応していることもある。現在の対応に関する指針はどのようになっている、この条例を受けてどのように再編強化するイメージを持っているのか。

職員に対する不当要求については要綱を定め、組織で対応することとなっており、その周知に努める。

国保や税、庁舎管理などに警察OBの職員を配置し、各局で対応している。

・福岡市ではけが人が出ており、本市でも過去にセンタープールの事例では本人だけでなく、家族にも危険が及ぶことがあった。警察との連携が重要な課題である。

(市長) 条例を諮問した委員会に尼崎信用金庫の方が参加されていた。尼信では暴力団の口座をなくす取組みを行っていたが、組織内の危険や不安を取り除くため、相当な体制で取り組んでいたとのことである。組織的なバックアップがないと困難なことであり、各局における現在の体制や対応をもう一度点検し、生活安全課が主導してスケジュールや推進イメージを作成し、バックアップ体制や市の責務等、今後の展開を報告してもらいたい。

・委託事業であれば市の責務となると思うが、指定管理者はどうなるのか。

都市公園や魚釣り公園は、指定管理者が直接警察に照会しており、市職員同等の対応が求められるものと考えている。

(市長) 指定管理者に関する全体を規定するような条例はあるのか。

そのような条例はない。

(市長) 指定管理者も市に準じると個別の条例で規定することになるのか。

当初警察は、指定管理者からの照会は受け付けなかったが、現在は所轄警察署で受け付けてもらえている。警察との協定できちんと打ち出したほうが良い。

(市長) 重要な案件は当然市が対応することになると思うが、照会など事務的なものは指定管理者でも行えるようにしてもらいたい。この条例の制定をスタートとして、庁内連携会議等で情報を集約し、フィードバックしてもらいたい。

### 3 その他

・消防局長から、平成 25 年 1 月 6 日午前 10 時から中央中学校で実施される消防出初式に関して報告。

・企画財政局長から、12 月 7 日に点灯式を行ったアルカイク広場のイルミネーションにおいて、12 月 25 日に市長及び職員等がサンタクロース姿となってチョコレートを配布するイベントについて報告。

以上